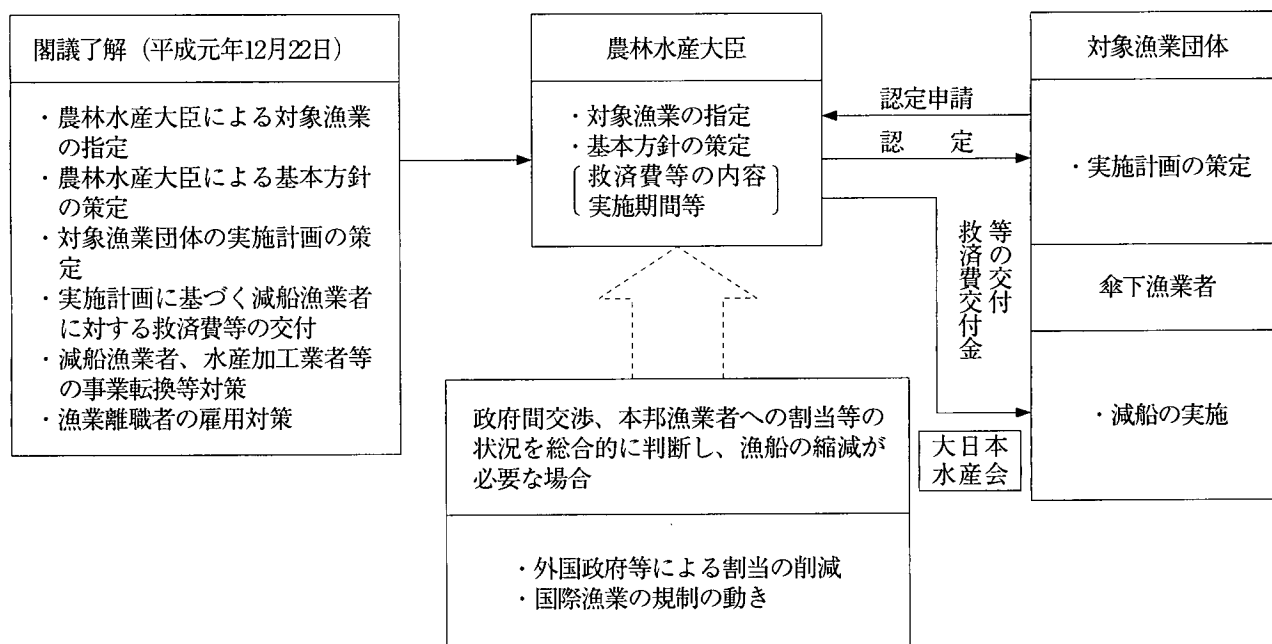


図1 国際漁業再編対策の骨子



事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通，中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により，新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁

業及び東部ベリングツブ漁業、２年度においては北洋さけ・ます漁業、３年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、４年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、５年度においては北方底びき網漁業、公海流し網漁業、６年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行い、７～９年度においては、実績はなかったが、１０年度において遠洋まぐろはえなわ漁業について本事業を行った。

第11節 國際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日口漁業委員会第15回会議

1999年の日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日口漁業委員会第15回会議が、1997年12月7日から17日まで東京において開催された。

(協議の経過)

日口漁業委員会第15回会議は、日本側からは森本稔水産庁次長ほか、ロシア側からはイズマイロフロシヤ連邦農業食糧省次官ほかが出席した。協議の中では、ロシア側は、①資源状況が悪化している魚種については、日本漁船に対するロシア水域内の割当量を削減すべきである、②ロシア200海里水域内でロシア漁船の操業が活発になってきており、日本漁船に対する割当が困難となっている等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

(ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

- ①漁獲割当量は7万4千トン（前年は9万5千トン）。
- ②その他の操業条件は概ね前年同。
- ③日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

b 有償操業

- ①漁獲割当量は9千6百トン（前年は1万1千トン）。
- ②日本側（民間団体）はロシア側に3億8千万円を支払う。

c 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて1,100隻。

(イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

- a 漁獲割当量は7万4千トン（前年9万5千トン）。
- b 操業条件は前年同。
- c 許可隻数枠は205隻（前年同）。

(ウ) 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

(エ) 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日口漁業合同委員会第15回会議

日口漁業合同委員会 第15回会議が1999年3月11日から18日までの間、モスクワにおいて開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母船国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日口両国の団体及び企業の間での漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日口漁業合同委員会第15回会議は、日本側から石田周而水産庁漁政部審議官ほか、ロシア側からはイズマイロフロシヤ連邦漁業国家委員会副議長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、協力費の前年並みの水準維持と資源状況の悪化を理由にしろぎの漁獲可能量の削減について強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。○1999年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を5,370トンとする（前年5,123トン）。

○日本200海里内を回遊するロシア系 さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して7.03億円を下限とし、7.75億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年7.03億円～7.75億円、支払い方法前年同。なお、下限の単価は昨年と同じであるが、上限の単価は昨年と比べ約2.6%の引き下げ。）。

次にロシア 200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して少なくとも14,000トン以上のさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日口間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスGREY操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベース

での協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④1999年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2000年の2月または3月に日本で開催されることとなった。

(3) 日韓漁業協定の発効

我が国と大韓民国との間では、1965年（昭和40年）来、沿岸基線から12海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域と定め、これより以遠の水域は原則自由に操業できる、また、漁船の旗国のみが当該漁船を取り締まることができるという、いわゆる旗国主義の漁業協定が存在していた。

このような枠組みの下で、日韓双方の漁業が行われてきた。協定締結当初は、韓国漁船は韓国周辺水域で小規模に操業していたが、漁獲能力の向上、韓国水域での資源の悪化や中国漁船の進出から、韓国の漁業者は次第に我が国周辺水域に進出するようになり、北海道や西日本の沿岸で我が国漁業者との間で漁場競合、漁具損傷等のトラブルを引き起こすことが多くなった。

また、我が国が操業禁止区域や禁止期間の設定、栽培漁業の振興等、積極的な資源管理対策や資源増殖事業を実施する中で、そのような努力に理解を示さず資源の乱獲を続ける韓国漁業者に対する我が国漁業者の不満が非常に高まっていった。

一方、多くの諸国では、漁業等の主権的権利を行使する水域を基線から200海里までとするようになり、いわゆる200海里体制が世界の主流となっていった。

我が国も、1977年（昭和52年）にソ連が200海里水域を設定したことに伴い、同年、200海里水域（漁業専管水域）を設定したが、日韓漁業協定の存在から、韓国漁船については主権的権利の行使を行わないこととした。

こうした中、1994年（平成6年）11月に、領海、公海、排他的経済水域、深海底の開発等の海洋に関する権利義務等を網羅した、海洋に関する最も基本的な条約である国連海洋法条約が発効することとなり、韓国は1996年（平成8年）1月に、我が国も同年6月に同条約の締約国となった。

我が国は、同条約の締約国となると同時に従来の漁業専管水域を廃止するとともに排他的経済水域を設定し、また同時に条約の義務である漁獲可能量制度を創設したが、漁獲可能量制度を完全に実施するためには、韓国に対しても主権的権利を行使することが求められることとなった。また韓国も、国連海洋法条約に従っ

て排他的経済水域を設定し、漁獲可能量制度も創設することとなった（実際には1999年（平成11年）1月から実施されている）。

このように、日韓両国が国連海洋法条約に加盟し、排他的経済水域を設定するとともに、同水域内の資源管理を十全に行う義務を負うこととなったことから、旗国主義の日韓漁業協定を、沿岸国が排他的経済水域内の管轄権を有し適切な資源管理を行うという沿岸国主義の協定に改める必要が生じ、このような新たな協定を締結するために交渉が行われることとなり、1996年（平成8年）5月から日韓漁業協定締結交渉が開始された。

その後、日中関係については、国連海洋法条約の趣旨に沿った基本的に沿岸国主義に基づく新たな協定づくりが進み、1997年（平成9年）の9月には実質合意に達した（その後、11月に署名を行い、翌年の5月に国会の承認が得られた（現在、未発効））。

国連海洋法条約批准案件の国会提出に当たり、与党から、1996年（平成8年）3月に早期に新しい日韓漁業協定及び日中漁業協定を締結するよう政府に対して申し入れがなされていたが、このような状況から、翌年9月には再度、与党から、交渉の期限を定めることにより交渉を促進することを目的として、協定の終了通告を行うよう求められた。

前後して、実務者協議を始め、首脳間、外相間等の多数回にわたる交渉が行われたが、暫定水域の範囲、漁獲実績保証の是非等をめぐって日韓間の溝は埋まらず、我が国は1998年（平成10年）1月22日に協定の規定に基づき終了通告を行った。

終了通告に対して韓国側は強く反発し、従来から行っていた北海道沖での自主規制措置を停止して、自主規制ライン内で操業を開始し、日本側もこれに反発したことから、交渉は事実上中断することとなった。しかし、4月に入って行われた日韓首脳会談で交渉の早期再開についての合意が行われ、4月末に交渉が再開された。

その後の交渉でも、日韓間で容易に合意を見ることができなかったが、同年秋の金大中韓国大統領の訪日を間近に控え、日韓双方で精力的な交渉が行なわれ、最終的に9月25日未明、小淵総理の決断により、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関しての基本合意に達した。

その後、協定条文の確定のための作業が進められ、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国の国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等については、基本合意に達した以降、協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立し、1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したが、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えないという状態となった。

このような状況を打開するため、水産庁長官－韓国海洋水産部次官補間でのギリギリの交渉が行われ、暫定水域の資源管理の問題についての合意は得られなかったものの、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意がようやく得られた。

このような合意を得て、操業条件の通報等を行い、2月22日から相手国水域での操業が可能な状況となっており、現在、両国の漁船が入り合って操業している状況にある。

また、7月21、22日に第1回日韓漁業共同委員会が東京で開催され、残された課題である暫定水域の資源管理についての問題を中心に協議を行ったが、依然として合意に達せず、引き続き協議を行うこととなっている。

(4) 日中漁業協定の実施

我が国と中国の間の漁業関係については、日中漁業協定（昭和50年12月発効）を基礎として、東海・黄海における操業が維持されている。協定においては、

- ① 協定の適用水域は東海・黄海の水域とする。
- ② 協定水域における漁業規制として、漁船馬力の規制区域、休漁区（禁止期間区域）、保護区（一定期間における入漁隻数規制区域）を設定する。
- ③ 荒天などの緊急事態のため避難する必要がある場合には、指定された港等に赴き避難することができる。
- ④ 合意議事録において、両国は航行及び操業の安全等のため並びに海上における事故の円滑な処理のため、自国の漁民を指導する等の措置をとる。
- ⑤ 共同委員会を設置し、毎年1回定期的にこれを開催して、協定の実施状況の検討や規則措置についての勧告等を行う。

などが定められている。

協定締結当時の中国漁船は中国沿岸域での操業が多かったが、近年、遠洋漁業の振興に力を入れており、対馬周辺での底びき網漁船及び北海道周辺でのいかつり漁船等による我が国周辺水域での操業の増加に伴い、資源管理措置の減殺、我が国漁船との漁場競合、漁具被害、緊急避難をめぐるトラブルの発生等の問題

が深刻化している。

日中新漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を締結するため、平成8年4月から交渉を開始し、平成9年9月に実質合意に達し、同年11月11日に日本側小渕恵三外務大臣と中国側徐敦信駐日特命全権大使との間で新協定への署名がなされ、平成10年4月30日に日本の国会において、また、同年5月に中国の国務院においてそれぞれ国内承認が行われた。

新協定においては、

① 協定の対象水域を日中両国の排他的経済水域全域とし、原則として沿岸国主義に基づく相互入会の措置を取り、沿岸国は資源状況を考慮して相手国漁船の漁獲割当量その他の操業条件を決定し、許可及び取締りを行う。

② 東シナ海のうち北緯30度40分線と北緯27度線の間の日中両国から概ね距岸52海里以遠の水域は、暫定措置水域として共同で資源管理を行い、取締りは自国の漁船に対して行う。

③ 北緯27度以南の東シナ海及び東シナ海より南の東経125度以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）は既存の漁業秩序を維持する。

④ 日中漁業共同委員会を設置し、相互入会水域の操業条件及び北緯27度以南水域の資源管理について協議し、両国政府へ勧告するとともに、暫定措置水域の共同管理措置を協議し決定する。

などが定められている。

なお、両国政府は現在、本協定の早期発効を目指し双方の相互入会水域における相手国漁船の漁獲割当量等の操業条件や暫定措置水域における共同資源管理措置等について協議を行っており、本協議の合意に基づき日中双方の国内法上必要とされる手続きが完了した後、両国の政府の公文の交換によって合意される日に効力が発生し、同時に現行協定は効力を失うこととなっている。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京におい

て第1回協議を行った。

第6回協議は1998年2月ワシントンで行われ、国連公海漁業協定及びFAOフラッキング条約の早期発効に向けての努力、各海域におけるまぐろ漁業問題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

1998年4月、オタワにて日加漁業協議が開催され我が国からは石田審議官他担当官が出席した。

本会議では、1998年の対日漁獲割当、水産物貿易、国際水産資源管理等について協議が行われた。同協議を踏まえ、加政府は後日対日漁獲割当を発表、北西大西洋沖合において、シルバーヘイク440t、アカウオ355tが割り当てられることとなった。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。(近年操業を行っていたのは、まぐろ延縄漁船のみで、これも急速に減少。)96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定(キリバスの独立は79年7月12日)に基づき、93年9月に具体的な操業条件を定めた民間漁業協定が締結された。98年11月に協定が改正・更新された。入漁料の支払い方式は、まぐろ延縄、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となっている。99年2月の我が国漁船の一航海あたりの入漁料は、100トン未満の延縄漁船が約132万円、100トン以上の延縄漁船が約169万円、一本釣り漁船が約139万円となっている。また、まき網漁船については、1995年7月20日に試験操業の協定が締結されており、98年11月の交渉では、年間許可の入漁料を150万円に値上げすることで入漁の継続が認められた。漁獲高の5%が150万円を超える場合は差額を補填することとなっている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

ソロモン200海里水域への我が国まぐろ延縄漁船及

びかつお一本釣り船の入漁は、1978年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後、90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払方式は船別航海毎に支払う方式となっている。しかしながら、98年12月の協議において、ソロモン側が日本側の主張を無視して衛星漁船監視システムの導入を義務付ける決定をしたために、現在日本漁船はソロモンへの入漁を自粛中(モラトリアム)。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結されてきている。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとっており、97年度のミナミマグロ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がミナミマグロ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われておらず、我が国マグロ漁船の寄港も拒否されている。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、97年7月にパリで開催された日・フランス漁業協議において、先方はランサム方式を基本とした入漁料計算に固執し、我が方としてはこの条件は受け入れられないものだったため交渉は決裂した。98年10月には、日・フランス非公式協議を開催し、更なる意見交換を行ったが、双方の条件はおり合わず、97/98漁期以来、我が国漁船の太平洋仏領水域への入漁は行われていない。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定に基づく1999年1月から12月までの我が国まぐろ延縄漁船の操業条件について、98年12月にケープタウンにおいて政府間協議が開催された。その結果、99年のまぐろ延縄漁船の操業条件は、①通年許可料2,053千円/隻、上半期(1~6月)許可料1,584千円/隻、下半期(7~12月)許可料1,659千円/隻 ②漁船衛星管理システムとしてARGOS及びInmarsat Aの導入 ③ビンナガ、メカジキ、その他のカジキの混獲枠を設

定するなど決着した。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。99年2月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約39万円、20t以上約84万円、かつお一本釣り約151万円、単船まき網約273万円、また、外地陸揚げを行なうまぐろはえなわは3ヶ月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満132万円、20t以上約183万円。98/99年度の機材供与は、6,600万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろ延縄船及びかつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期限は延長されることとなった。99年2月の1隻当たりの入漁料は、まぐろはえなわ約133万円、かつお一本釣り約99万円。91/92年以降の機材供与は廃止された。まき網漁船については、93年9月より、試験操業という形で入漁が可能となっており、97年10月の協議で、97年10月～98年8月が70万円、98年9月から99年8月が80万円、いずれも漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を補填することとなっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方式はランプサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、同年2月より新取極により入漁が開始された。新しい操業条件は以下の通り。①有効期間：93年2月1

日～94年1月31日、その後は自動延長、②入漁料：(99年2月1日から2000年1月31日までの年間許可) まぐろ延縄20トン未満約34万円、20トン以上約34万円、かつお一本釣り約25万円、単船巻き網約149万円。(航海毎許可料) まぐろ延縄20トン未満約23万円、20トン以上約28万円、かつお一本釣り約23万円、単船巻き網107万円、③許可隻数：290隻(ただし、まき網35隻まで)。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、98年2月に日本漁船の操業条件に関する協議が行われ、同3月1日からの操業条件は、かつお一本釣り漁船については90万円の船別航海毎方式、マグロ延縄船は200トン未満が50万円、200トン以上が70万円の船別航海毎方式、まき網漁船が年間90万円で漁獲量の5%が90万円を上回る場合差額を補填することで決着した。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により、同年7月以降の日本漁船の操業条件が協議された。まぐろはえなわ、かつお一本釣りについては、入漁料を、船別航海別に支払う方式(96年7月から97年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約50万円、100t以上は61万円、かつお一本釣り約26万円)とし、まき網船については、年間1隻当たり100万円、ただし水揚げ金額の5%が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚げ金額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

(20) 日・フィジー漁業交渉

98年2月に行われた交渉により、新しく締結する日・フィジー漁業協定の協定文は、事務レベルで合意され、98年7月1日に発効した。98年度の1航海当たりの入漁料は、延縄船は30万円、かつお一本釣り船は30万円、まき網船は50万円。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

1998年9月に東京において日・モロッコ漁業交渉が開催された。

その結果、操業条件等は、①入漁料2,000ドル②ライセンス料37,500ディルハム③科学オブザーバーの乗船④30名以上のモロッコ人漁船員の雇用、などで合意された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会(IWC)

第50回国際捕鯨委員会(IWC)年次会議は、4

月27日から5月13日まで（科学委員会及び各種作業部会）及び5月16日から5月20日まで（技術委員会及び本会議）オマーン国のマスカットにおいて加盟国40カ国中35カ国が出席して開催された。

ア アイルランド妥協案を巡る議論

前回の会合でアイルランドより提案のあった、一部の捕鯨再開を含む妥協案については、アイルランドの努力自体は捕鯨国側と反捕鯨国側ともに歓迎するとしたが、個々の内容については双方の意見の隔たりが依然として大きく具体的な進展には至らなかった。ただし、審議継続を希望する国が多く、次回まで持ち込まれた。

イ 改訂管理制度（RMS）に必要な監視取締制度について

我が国が提案した監視取締制度案に対し、各国のコメントを取り入れた修正案が、RMS作業部会の議長（オランダ）から提示され、同修正案をベースに逐条毎の検討が作業部会で進められた。検討の結果、意見の相違が見られる点が、（イ）国際オブザーバーの監視内容、（ロ）オブザーバーの権限、（ハ）情報の報告方法、（ニ）オブザーバー費用の負担等に絞り込まれた。本件については、我が国が、今回会合の修正及び検討結果を盛り込んだ二次修正案を作成し、メンバー国に回章することが合意された。

ウ 我が国の沿岸小型捕鯨のためのミンク鯨50頭暫定枠

伝統的に鯨類資源に依存してきた宮城県鮎川、北海道網走、和歌山県太地、千葉県和田浦の沿岸小型捕鯨について、原住民生存捕鯨と同様、文化的、社会的経済的意義が認められるべきとして、これらの地域に対するミンク鯨50頭の暫定枠を要求したが、賛成12票（昨年と同数）反対17票、棄権4票（実質的には賛成である旨の発言）で否決された。

エ 我が国のミンク鯨捕獲調査

我が国の南氷洋ミンク鯨捕獲調査は、過去の科学委員会及び平成9年5月に東京で開催された調査レビュー会合において、鯨の資源管理に有用な情報をもたらしていることが高く評価されてきており、今回の科学委員会でもその旨の報告書が掲載された。また、北西太平洋における我が国の捕獲調査についても科学委員会では肯定的な評価がなされた。しかしながら、本会議では、非致命的調査の実施要請等があり、二つの捕獲調査の自粛を求める決議が、賛成17票、反対9票、棄権8票により採択された。我が国は、決議の内容が条約に反しており、かつ、科学委員会の意見を無視しているとして、この決議に強く反対した。

オ 無記名投票に関する日本提案

我が国は、全てのメンバー国が自由に意志を表示できるように、IWCにも無記名投票制を導入すべきとの提案を行った。この提案に対しては、米国等の大国やNGOによる圧力を回避する制度として、カリブ諸国及びソロモン等により強い支持があった。他方、米、英、豪、NZ、EU及び南米諸国等は、透明性に問題が生じるとして提案に反対した（反捕鯨国の一部には、投票に変化が生じうるとの正直な懸念の表明もあった）。我が国の提案に対し、他の国際機関で無記名投票が導入されていることを踏まえ、モナコが一部の投票（議長及び副議長の選出、事務局の人選、会合開催地の選出）に限り無記名投票とするとの修正提案を行い、さらに、カリブ諸国がモナコ提案に加えて、拘束力のない勧告採択も無記名投票の対象とする二次修正案を提出した。

二次修正案は、投票に付され、賛成9票、反対21票、棄権3票で否決されたので、事実上、日本提案が否決されたことと同義と判断し、我が国は、我が国の当初案を取り下げた（従って、モナコ修正案も自然消滅した）。

キ IWC運営上の諸問題

昨年の会合では、従来の捕鯨支持国と反捕鯨国の対立一辺倒の関係から協調路線に向けた変化が認められたが、今回の会合では、捕鯨支持国側の結束の強さが確認できた。その一方で、捕鯨容認傾向の高まりに牽制をかけるかの如き動きが見られ、強硬な反捕鯨国から、条約の目的や科学委員会で決定した議論を否定する決議が提案され概ね採択された。

ケ その他

IWCの管轄外の小型鯨類の問題やホエールウォッチングを積極的に取り扱おうとする動きが、引き続き見られたほか、同様にIWCの管轄外の問題である環境問題についても、鯨類に環境変化が及ぼす影響を中心に、対応を強めようとの動きが見られた。これらの動きについては、IWCの第一優先課題であり作業が順調に進んでいるRMSあるいは鯨類資源の包括的評価を遅らせようとする反捕鯨国側の意向が強く反映された。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催

され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

98年については、第6回年次会議がロシア（モスクワ）において11月1日から6日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の他、オブザーバーとして韓国、PICES（北太平洋海洋科学機関）及びNASCO（北大西洋さけ保存機関）が出席した。

主な討議内容としては、各国の取締り及び取締り協力の成果として、98年において加盟国の条約違反船（ロシア漁船）が一隻現認（ロシアは当該漁船の存在を否定）されたことが報告され、99年についても98年と同様の取締り協力を行っていくことが確認された。なお、非加盟国の漁船については、日本、米国、カナダによる共同の取締りで、98年中に7隻が現認され、4隻を拿捕したことから、依然として公海域における流し網漁船の操業が継続されているとして、取締りの必要性が再確認された。

非加盟国対策については、前回合意内容（非加盟国に対し、必要に応じ、FAOで策定された「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」に加盟するよう働きかけていくこと）が確認された。また、韓国及び中国に対しては引き続き、また、タイ及びマレーシアについても本条約への加盟を働きかけていくことを確認した。

科学的な議論としては、各締約国200海里内におけるさけの漁獲及び混獲状況について、各国が関心を示した。これらについては本条約の下でも各国調査協力を緊密に行うことで対応していく必要性が討議された。

次の第7回会議は、99年10月24日から29日の間、米国（ジュノー）において開催され、引き続き11月1日及び2日に「太平洋さけの海洋生産に関する近年の変化」についてシンポジウムが開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

200海里時代の新たな海洋秩序に対応するため、北西大西洋漁業国際委員会 (ICNAF) は、1980年1月1日をもって廃止され、現在は新条約に基づき1979年1月1日より機能を開始している北西大西洋漁業機関 (NAFO) が、条約規制海域における底魚を主とした漁業資源管理機関として活動している。

本機関第20回年次会議は1998年9月14日から18日までリスボン（ポルトガル）にて開催され、我が国からは米澤政府代表、他外務省、水産庁担当官及び業界代表が出席した。

本年次会議においては、新たな資源管理・取締措置の導入の検討、及び1999年の総漁獲量及び国別配分について討議され、アカウオの総漁獲許容量1万3千t、うち我が国への割当が400t、及びカラスガレイの総漁獲量が3万3千t、うち我が国への割当2,506tと決定がなされた。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第61回会合が、1998年6月10日～12日まで米国のラホヤにおいて開催され、浮魚礁 (FADs) を用いた巻き網漁法による小型メバチの多獲の問題に関し、1998年について小型メバチの漁獲が45,000トンとなったところで東部太平洋全体についてFADs操業を禁止するとともに、1999年の総会において小型メバチの漁獲の更なる削減について検討することとされた。また、東部太平洋で操業するまき網漁船の漁獲努力量についてその抑制を図るためワーキンググループを設置することとなった。更に、今後のIATTC条約のあり方についてワーキンググループを設置して検討することとなった。

第62回会合が1998年10月15日～17日まで米国のラホヤにおいて開催され、FADs操業について99年1月からの来漁期については、本漁期に引き続き、FADs操業を助ける補助船及び洋上転載を禁止することの他、1隻当たり搭載できるFADsの個数制限について本年12月末までに加盟国間で協議の上、策定することとなった（しかしながら、99年1月に開催された作業部会では、合意に至らず）。

また、キハダの98年の漁獲量については、当初21万トンとし、その後、資源状況に応じて1万5千トン増加させ、最大22万5千トンとすることが合意された。更に近年急増している東部太平洋におけるまき網の漁船漁獲能力を現状程度に極力抑えるため、現有漁船勢力の維持を基本とした国別漁船漁獲能力枠の設定等からなる措置を採択した。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

第11回特別会合は、1998年11月16日～23日までスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラにおいて開催され、我が国から野村水産庁漁場資源課長他が出席した。

本会議においては、1999年及び2000年における東大西洋及び西大西洋におけるクロマグロの総許容漁獲量 (TAC) 及び各国別漁獲枠が決定された他、大西洋においてメバチマグロを対象として操業する漁船（但し船長24m以上）を毎年ICCATへ登録すること、メバチ対象漁船の隻数を91年～92年のレベルに抑えること、ベリーズ、パナマ、ホンジュラスに対する大

西洋クロマグロの禁輸措置を今後も維持する等の措置が合意された。

第58回会合が1997年6月3日～5日までコスタリカで開催され、キハダ、メバチの資源量動向については浮魚礁（FADS）を用いる巻き網漁法が資源に悪影響を与えていることが示唆され、今後作業部会を設けて管理手法を検討することとなった。なお、キハダの97年の漁獲量については当初22万ショートトン、その後資源状況に応じて1万5千トンづつ3回まで増加させ最大26万5千tとすることが合意された。

第59回会合が1997年10月28日～31日まで米国のラホヤで開催され、イルカを混獲する巻き網漁業を行うメキシコ等のラテンアメリカ諸国が共同でイルカの混獲削減を目的とした国際イルカ保存計画を拘束力のある条約の形にするための検討が行われた（我が国は本海域で巻き網漁業を行っていないことから本条約には参加していない）。

（6）南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第17回年次会合が、1998年10月26日から11月6日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。同会合では、特にマゼランアイナメの不法操業問題が議論され、それらに対抗するための各種保存措置が採択された。

（7）みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

第4回委員会年次会合が97年9月にキャンベラにおいて開催されたが、懸案であった非加盟国問題などには一定の進展がみられたものの、1997/98年漁期の総漁獲可能量及び国別割当量については、みなみまぐろ資源の状況に関する見解の相違から、総漁獲可能量を増加させるべきとする我が国と、これを増加させるべきではないとする豪州及びNZとの間で意見が分かれ決着が得られなかった。その後も協議を再会して話し合いを続けたが、合意することができなかったことから、97/98漁期以降、国別割当が決定されていない。

このため、97/98漁期以降については、各国が自主的に96年と同量の漁獲枠、すなわち日本6,065トン、豪州5,265トン、NZ420トン、に基づいて操業を行っている。

我が国は、我が国と豪州・NZの資源量に関する見解の相違を解決することを目的として、独自にミナミマグロの調査漁獲を実施し、その結果現在のCCSBTでの資源評価が実際の資源状況よりも悲観的なことが証明されたが、豪州・NZは我が国の調査が一方的に実施されたことを理由に強く反発している。99年の

調査については、三ヶ国の合意の下での実施を目指して協議が続けられている。

（8）中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する多国間ハイレベル会合（MHLC）

我が国かつおまぐろ漁船にとって、重要な漁場である太平洋の中部及び西部には、現在までのところ地域漁業管理機関が存在しておらず、ここ数年、中国、韓国、台湾等の新興の遠洋漁業勢力が漁獲を大きくのばした結果、資源の悪化のきざしが見えはじめている。そのような状況を受け、同水域における漁業国、沿岸国が協力し、資源管理に向けた流れが本格化しており、97年6月にマーシャル諸島の首都マジュロで開催されたMHLC2において、2000年夏を目途に、この水域に地域漁業管理機関を設立するというマジュロ宣言が全会一致で採択された。我が国としても、同水域における資源管理を重視しており、このプロセスに積極的に取り組むべきとの立場でこれまでの協議に臨んできている。98年6月に東京で、99年2月ホノルルで条約設立交渉が行われており、次回会合は99年9月にホノルルで予定されている。

（9）ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第3回年次会議が1998年11月30日から12月4日までの間、東京において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）に加え、オブザーバーとしてカナダ及びNPAPFC（北太平洋溯河性魚類委員会）事務局が出席した。なお、年次会議に先立ち、9月2日から4日の間、米国（シアトル）において科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

○科学技術委員会

ベーリング公海を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源については資源量を直接的に推定するためのデータは十分ではないものの、種々の調査結果から資源量は低水準にあることで意見が一致したほか、各国の1999年調査計画、今後の漁業の管理方策に関する事項についての討議が行われた。

○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、1999年におけるベーリング公海における漁獲の再開の可否について、沿岸国側は引き続き漁獲停止の継続を主張し、漁業国側は資源量に応じた一定量の漁獲可能量の設定を主張したが、科学技術委員会の報告及び

各国の試験操業の結果等を勘案し、引き続き漁獲停止の継続を受け入れ、1999年度における漁業は行わないことが合意された。

また、将来、ゼロ以外のAHL（漁獲可能水準）が設定された場合はINQ（国別割当量）方式を採用することで締約国のコンセンサスが得られた。

次回年次会議については、1999年10月又は11月に韓国において開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定は、国連海洋法条約の関連規定を通じたストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種の保存と合理的利用を確保するための方策及び国際的な協力のあり方を規定するものである。

本協定には、保存管理措置について、科学的根拠に基づいた保存管理措置、200海里水域内外の保存管理措置の一貫性の確保、公海上の資源について重要な任務を担う地域漁業管理機関の果たすべき機能、地域漁業管理機関非加盟国の取扱いについて記述されている。また、取締については、有効な監視体制の構築、違反漁船に対する旗国の責任、及び違反の発見の場合の手続等を記述してある。なお、紛争可決については、国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続きにしたがって解決を図ることとされている。

本協定は、1995年12月から1年間署名のため開放され、30か国の批准の後発効する。我が国は1996年11月に署名を行った。

(11) 食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議

1995年12月、京都にてFAOの協力の下、我が国政府主催で開催された。同会議には、95か国の政府関係者、11の国際機関、9の国際的な非政府組織（NGO）が参加した。

この会議において、漁業は食料供給・雇用創出・所得確保等多くの面から食料安全保障に大きく貢献しているとの各国共通の認識が確認された。さらに、将来

の水産物供給を増大させるためには、適切な資源管理措置、資源の有効利用、適切な水産物貿易等を実施するほか、水産物利用における地域間・国家間の経済的文化差異の尊重とその重要性の研究を推進すべきこと等をまとめた京都宣言及び具体的な行動計画が採択された。この行動規範及び計画は、FAO水産委員会等の漁業に関する国際的な枠組みにおいて承認あるいは歓迎されている。

4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合併事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は、10年3月末現在で、256件、対象国は48か国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、仏領ギアナ、ガイアナ、スリナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島の14か国で、事業種類は漁業20件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース2件の計28件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾、韓国、ヴェトナム、ミャンマー、ミクロネシア、マーシャル、ソロモン、フィジー、バヌアツ、ニュージーランド、オーストラリア、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、キリバスの22か国で、事業種類は漁業50件、養殖業62件、加工業32件、漁業リース等5件の計149件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、アンゴラ、モーリシャス、マダガスカル、モザンビーク、ガーナ、ナミビア、南アフリカの7か国で、事業種類は漁業9件、加工業1件の計10件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、フランス、ロシア連邦の5か国で事業種類は漁業22件、養殖業4件、加工業41件、漁業代理店業2件の計69件である。

表21 漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船質	総 計		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
			隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
			N.O.	G.T.	N.O.	G.T.	N.O.	G.T.
総 計		S	5,107	698,611.99	5,107	698,611.99	-	-
		W	37,466	66,416.62	32,968	62,756.44	4,498	3,660.18
		F	330,070	819,182.21	321,809	811,552.37	8,261	7,629.84
淡 水 漁 業		T	372,643	1,584,210.82	359,884	1,572,920.80	12,759	11,290.02
		S	24	49.84	24	49.84	-	-
		W	4,943	2,739.72	2,592	1,568.91	2,351	1,170.81
合 計 (海 水 漁 業)		F	9,443	9,625.77	7,311	8,659.53	2,132	966.24
		T	14,410	12,415.33	9,927	10,278.28	4,483	2,137.05
		S	5,083	698,562.15	5,083	698,562.15	-	-
内 水 面		W	32,305	63,392.16	30,376	61,187.53	2,147	2,489.37
		F	320,627	809,556.44	314,498	802,892.84	6,129	6,663.6
		T	358,015	1,571,510.75	349,957	1,562,642.52	8,276	9,152.97
探 介 藻		S	6	10.50	6	10.50	-	-
		W	354	133.79	180	94.59	174	39.20
		F	1,212	1,071.37	878	938.57	334	132.80
定 置		T	1,572	1,215.66	1,064	1,043.66	508	172.00
		S	230	3,698.00	230	3,698.00	-	-
		W	7,594	6,529.63	6,676	6,033.31	918	496.32
一 本 つ り		F	99,816	135,691.28	95,209	132,843.57	4,607	2,847.71
		T	107,640	145,918.91	102,115	142,574.88	5,525	3,344.03
		S	320	4,510.63	320	4,510.63	-	-
は え な わ		W	894	2,915.06	607	1,989.62	287	925.44
		F	11,584	46,978.75	10,984	43,965.82	600	3,12.93
		T	12,798	54,404.44	11,911	50,466.07	887	3,938.37
刺 網		S	511	57,839.25	511	57,839.25	-	-
		W	12,929	24,004.06	12,702	23,889.96	227	114.10
		F	94,338	208,823.42	94,180	208,714.84	158	108.58
ま き 網 (網 船)		T	107,778	290,666.73	107,393	290,444.05	385	222.68
		S	225	19,788.86	225	19,788.86	-	-
		W	881	2,787.88	868	2,782.59	13	5.29
敷 網		F	9,539	35,177.44	9,530	35,169.51	9	7.93
		T	10,645	57,754.18	10,623	57,740.96	22	13.22
		S	505	27,052.69	505	27,052.69	-	-
ま き 網 附 属 船		W	3,399	5,157.58	3,326	5,102.17	73	55.41
		F	49,931	107,941.92	49,798	107,848.75	133	93.17
		T	53,835	140,152.19	53,629	140,003.61	206	148.58
底 び き 網		S	214	30,239.01	214	30,239.01	-	-
		W	167	974.82	134	847.17	33	127.65
		F	1,199	11,426.62	1,181	11,235.84	18	190.78
以 西 底 び き 網		T	1,580	42,640.45	1,529	42,322.02	51	318.43
		S	672	74,490.73	672	74,490.73	-	-
		W	83	672.19	76	668.99	7	3.20
遠 洋 底 び き 網		F	1,917	20,249.88	1,913	20,246.20	4	3.68
		T	2,672	95,412.80	2,661	95,405.92	11	6.88
		S	39	2,301.68	39	2,301.68	-	-
ひ き 網		W	276	801.72	251	750.20	25	51.52
		F	1,832	11,998.84	1,826	11,993.32	6	5.52
		T	2,147	15,102.24	2,116	15,045.20	31	57.04
か つ お ・ ま ぐ ろ		S	583	34,977.11	583	34,977.11	-	-
		W	2,412	10,229.90	2,412	10,229.90	-	-
		F	15,326	77,468.57	15,326	77,468.57	-	-
捕 鯨		T	18,321	122,675.58	18,321	122,675.58	-	-
		S	89	11,706.83	89	11,706.83	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
官 公 庁 船		F	-	-	-	-	-	-
		T	89	11,706.83	89	11,706.83	-	-
		S	44	30,541.57	44	30,541.57	-	-
運 搬 船		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	44	30,541.57	44	30,541.57	-	-
雑 漁 業		S	253	2,696.81	253	2,696.81	-	-
		W	913	3,380.67	741	2,994.17	172	386.50
		F	7,632	41,164.29	7,571	41,073.69	61	90.60
冷 凍 運 搬 及 び 母 船		T	8,798	47,241.77	8,565	46,764.67	233	477.10
		S	856	273,404.66	856	273,404.6	6	-
		W	8	214.96	8	214.96	-	-
捕 鯨		F	788	28,173.27	788	28,173.27	-	-
		T	1,652	301,792.89	1,652	301,792.89	-	-
		S	8	266.42	8	266.42	-	-
官 公 庁 船		W	-	-	-	-	-	-
		F	5	16.36	5	16.36	-	-
		T	13	282.78	13	282.78	-	-
運 搬 船		S	268	80,571.69	268	80,571.69	-	-
		W	10	81.25	10	81.25	-	-
		F	854	3,981.89	836	3,971.11	18	10.78
冷 凍 運 搬 及 び 母 船		T	1,132	84,634.83	1,114	84,624.05	18	10.78
		S	125	30,357.06	125	30,357.06	-	-
		W	117	1,020.54	117	1,020.54	7	4.15
雑 漁 業		F	1,934	14,807.80	1,914	14,778.63	20	29.17
		T	2,176	46,185.40	2,156	46,156.23	27	33.32
		S	1	349.91	1	349.91	-	-
雑 漁 業		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	1	349.91	1	349.91	-	-
雑 漁 業		S	134	13,758.74	134	13,758.74	-	-
		W	2,268	4,488.11	2,268	4,488.11	-	-
		F	22,720	64,584.74	22,559	64,454.79	211	280.59
雑 漁 業		T	25,122	82,831.59	24,961	82,701.64	161	129.95
							372	410.54

表22 平成10年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

区分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 200トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以西底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖合底びき網	2	204	1	44	0	0	1	160	0	0	0	0	0	0	0	0
かつお・まぐろ	8	3,385	0	0	0	0	0	0	1	222	7	3,163	0	0	0	0
まき網	4	968	0	0	0	0	2	270	0	0	2	698	0	0	0	00
まき網付属	4	798	0	0	2	198	0	0	1	290	1	310	0	0	0	00
一本つり(いか)	7	490	4	76	0	0	3	414	0	0	0	0	0	0	0	00
さけ・ます流し網	4	241	3	57	0	0	1	184	0	0	0	0	0	0	0	00
北洋はえなわ刺網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
雄はえなわ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
運搬船	1	19	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
捕鯨業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
官公庁船	12	2,879	5	69	165	1	159	0	0	4	1,940	1	646	0	0	00
その他	26	396	26	396	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	00
計	68	9,380	40	661	3	263	8	1,187	2	512	14	6,111	1	646	0	0

2. FRP船

区分 漁業種類	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
遠洋底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以西底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖合底びき網	2	74	1	19	0	0	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0
かつお・まぐろ	3	287	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まき網	4	96	3	57	0	0	1	39	0	0	0	0	0	0	2	268
まき網付属	11	180	11	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一本つり(いか)	3	45	3	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さけ・ます流し網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北洋はえなわ刺網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雄はえなわ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運搬船	3	40	3	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公庁船	4	123	3	48	0	0	0	0	0	0	0	0	1	75	0	0
その他	66	1,003	66	1,003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	96	1,848	91	1,411	0	0	1	39	0	0	1	55	1	75	2	268